

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。